

令和5年3月30日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともがその能力を発揮し、仕事と家庭との両立に資する雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

○計画期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

○目標と取組内容

目標1：柔軟な働き方を進めるため、全職員が在宅勤務を利用することとし、そのうち概ね3分の1以上の職員が2日に1日程度の頻度で在宅勤務を行う。

取組内容 令和5年4月～ 仕事と家庭との両立を図るための柔軟な働き方として、在宅勤務制度の活用について職員へ周知。

目標2：育児休業や育児関連休暇・制度を利用しやすい環境を醸成する。

取組内容 令和5年4月～

- ・妊娠中の女性職員のみならず、配偶者が妊娠中の男性についても利用可能な育児休業、休暇、時短制度等の周知・理解促進を図る。
- ・併せて、対象者の上長にも制度の周知や配慮を求めるなど、次世代育成の支援に資する環境整備に努める。